

環境社会配慮手続きに関する公募要綱・JETRO 案との比較

頁数は委員会で配布された平成 18 年度地球環境・プラント活性化事業等調査公募提案要領に付されたもの。下線部は要綱からの抜粋、赤字は当初提案したもからの修正

	公募要綱及び JETRO 案	提案	コメント
1. 審査・採択段階			
公募提案書に求められる環境社会配慮事項	<p>【個別案件票(本文)】(p.14-26)</p> <p>・調査概要 プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等</p> <p>・調査項目 具体的な調査項目や調査手法等につき、<u>主要なもの</u></p> <p>・環境社会問題の可能性 プロジェクトの実施が環境問題に与えかねない影響、及び環境問題に対してどのような対応策を検討したか。影響がないとする場合は、プロジェクトの性格や実施内容に即した明確な理由を記述すること。</p> <p>・リスクファクターの存在(代替プロジェクトの存在)</p>	<p>セクター、立地、事業の特性などから考えられる環境社会問題の可能性。すでに他の調査等で明らかになっている環境社会問題があればその内容と調査報告書等の名称の環境社会問題を把握するために実施する調査の内容・方法</p> <p>すでに代替案検討がなされている場合は、その結果と環境社会面での比較。なされていない場合は代替案検討の計画と実施方法</p> <p>——本調査において代替案検討をしない場合はその理由</p> <p>当該国で協議や聞き取りの対象とするステークホルダーとその選定方法、及び協議や聞き取りの実施方法。なお、環境社会影響がある場合は、影響を受ける地域の住民からの聞き取りもしくは住民との協議を必ず実施すること</p> <p>環境社会影響がないとする場合は、調査対象プロジェクトの特性や実施内容に即した明確な理由</p>	<p>要綱に書かれている文言をガイドラインに落とし込む</p> <p>要綱では代替案検討を調査報告書に盛り込むことになっており、公募提案書にその検討方法が書かれている必要がある</p> <p>影響を受ける地域の住民からの聞き取りは重要である</p>
公募提案書の審査基準	<p>・スクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。</p> <p>【公募対象調査】(p.2-3)</p> <p>・国によっては債務削減実施等の事情で当面実質的に円借款等の供与が不可能な国もあるのでご注意ください</p> <p>・次のどれかに該当する応募は遠慮して下さい 調査費用との関係で調査の内容が不十分となる案件、プロジェクトの実施にあたって必要となる環境・社会配慮への対応策の実施が困難な案件</p>	<p>公募提案書に書かれた環境社会配慮事項の記述が十分かつ適切かどうか、定められた調査期間・予算及び調査が実施される当該国の社会状況を踏まえた上で、本ガイドラインにしたがった環境社会配慮を適切に実施できるかなどを審査する。</p>	<p>スクリーニング様式のチェックだけでは不十分ではないか</p> <p>要綱で応募を遠慮して欲しいものを書いており、それを審査基準としてガイドラインに書き込むべき</p>

審査の方法	環境社会影響に関する検討結果が適切かを担当部が審査。審査では執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考。必要に応じ海外事務所の助力も得る。検討結果を環境審査担当が審査	・JICA や JBIC の環境社会審査部局から情報収集を行い、必要に応じて現地の環境社会問題に詳しいNGOなどからも意見を聞く。 ・ 環境社会審査担当を新設しそこが審査を行う	環境社会審査は担当部と独立した部署が責任を持つべき
審査委員会	ジェットロ内部の検討結果の適否を審査する	環境配慮と社会配慮の専門家をそれぞれ最低1名ずつ入れ環境社会配慮面での最終的な審査を行う。	環境と社会は全く別の専門性
2. 契約段階			
提出書類	環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目を含む実施計画書	環境社会配慮事項を踏まえた詳細な実施計画書	
確認内容	当該案件に相応しい環境社会配慮項目を含んだものかを担当部が確認し、環境審査担当が協力・助言	・環境社会配慮事項の記述が、『公募提案書に求められる事項』をもとに具体的かつ実施可能なものとなっていること ・環境社会配慮事項の記述が、『調査報告書の内容』に沿っていること	
3. 調査実施段階			
調査団員	・ <u>調査実施体制 経済・財務分析と環境社会配慮分析の兼任は原則として認めません(p.21)</u> ・必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣	他の担当と重複しない環境配慮担当と社会配慮担当の専門家がそれぞれ1名ずつ配置	環境と社会は全く別の専門性 『必要に応じ』にするなら、必ず派遣すべき案件を明示
中間報告時	・ <u>調査スコープの変更の有無を確認することを主目的に中間報告会を実施(p.10)</u> ・当該案件に相応しい環境社会配慮項目を含んでいることを担当部が確認し、環境審査担当が協力・助言	・実施計画書の進捗状況を確認し、必要に応じて追加調査や調査内容の変更を調査実施者に求める。 ・当初「影響がない」とされていたが環境社会影響が起きる可能性が明らかになった場合、ジェットロは中間報告の段階までに実施計画書の変更を調査実施者に求め、「影響がある」場合に求められる環境社会面での項目を盛り込む。	
外部意見	記述なし	案件形成調査の環境社会配慮に関する外部の意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付け、案件形成調査の監理に反映する。	外部からの意見受付の方法を明示する必要がある

4. 調査報告書の精査段階			
調査報告書の内容	<p>相手国政府の環境影響評価制度の内容確認 この段階で想定可能な案件立地点の自然・社会・環境等に関する情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の絞り込みを行う。その際、「JBIC 環境社会配慮ガイドライン」の(セクター別)「環境チェックリスト」を参考する <u>【要約】(p.31-32)</u> <u>・プロジェクトの必要性</u> <u>・代替案との比較結果及び最適案選定理由</u> <u>・プロジェクト実現に関する環境的・社会的影響及びもし問題が存在する場合はそれに対する措置</u> <u>【調査方法】(p.32)</u> <u>・調査内容、調査方法・体制、調査スケジュール</u> <u>【プロジェクトの内容及び技術的実行可能性】(p.32-33)</u> <u>・技術的手法の検討(各種代替案との比較分析等を含む)。特に相手国機関が代替技術・システムとの比較検討を行っている場合は採用技術・システムの優位性が明らかになるように比較分析を実施</u> <u>・提案プロジェクトの内容(必要に応じて代替案)</u> <u>【環境・社会的実行可能性】(p.33)</u> <u>・プロジェクトの建設・運営に伴う環境面・社会面への影響</u> <u>JBIC 作成「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を踏まえた問題の有無。有る場合はその内容・改善方法を詳述</u> <u>・相手国の環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置</u> プロジェクトの建設・運営の際に係る環境影響 	<p>調査報告書に含まれるべき環境社会配慮項目 調査対象プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調査の結果明らかになった影響地域、その地域の自然環境及び生計に関するベースラインデータ、環境社会面での影響、及びそれらを把握した調査の方法・根拠となる文献等を具体的に記述する。 聞き取りや協議を行ったステークホルダーの属性(関係省庁、地域住民、地域行政、学者、NGO など)及びその内容を記述する。 調査対象プロジェクトの代替案検討の結果 環境社会影響の比較を含む代替案検討の結果を記述。 ・代替案の比較を行わなかった場合はその理由を明記。 今後必要な調査内容 事業化に向けて当該国で法制度上必要な環境社会配慮上の許認可手続きやそれに必要な調査について記述する。 事業化に向けて、環境アセスメント等詳細な環境社会面での調査を必要とする場合は、案件形成調査結果に基づいて、「調査対象地域」「調査項目」「調査方法」「調査期間」を具体的に提示する。その際、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「環境項目」を参照する。ただし、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「主なチェック事項」に直接回答する必要はない。 	<p>下線の『調査報告書作成基準』では技術的代替案や代替案の財務・経済分析を求めており、それらについて、入手可能な情報に基づいた環境社会影響の比較検討は可能</p>

	<p>法規の概要とそれをクリアするための必要な措置について記述、プロジェクト実施に必要な相手国の EIA 等の内容(本調査後に EIA を行う必要がある場合は、時期・期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査の段階で想定しうる必要な対応策等を明記)、案件実現のために当該国が成すべき事柄 上記環境的・社会的課題に関して、案件実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を明記。 <u>【財務的・経済的実行可能性】(p.33-34)</u> ・代替案がある場合は、すべての代替案について上記内容を記載する。また、代替案との比較分析を実施して提案プロジェクトの優位性を明確にすることを原則とする。 STEP 適用を視野に入れている場合はライフサイクル全体を考慮した財務分析を行い代替案との比較優位を明示</p>		
審査内容	<p>・事前にジェトロの了解を得た場合を除き、少なくとも下記の内容(調査報告書作成基準)を含んだ形で調査を実施し、当該内容の調査結果を調査報告書に記載する(p.31) ・相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを担当部が確認し、環境審査担当がそれに協力・助言</p>	<p>・『調査報告書に盛り込まれるべき環境社会配慮項目』が十分かつ適切に調査報告書に盛り込まれていることを確認する。</p>	
審査結果の反映	<p>妥当な理由がなく調査報告書作成基準に従わないもの、または記載内容が不十分な調査報告書を作成した提案者は、同報告書の提出後に自費で修正して頂くことがあります。また、次年度以降の応募に際して、調査実施能力等が劣ると評価します。(p.4-5)</p>	<p>・もし、不十分または不適切な場合は書き直しを求め、著しい場合は、調査実施者の負担による追加調査を求める。</p>	
審査委員会	記述なし	環境配慮及び社会配慮の委員の助言を求める。	
5. フォローアップ			
フォローアップ	<p>過去の実施した調査の追加支援を行うフォローアップ案件選出等の参考とするため、委託先に対し、進捗についてのアンケート調査を実施します(p.10)</p>	<p>事業化状況をフォローアップ。本調査結果が環境社会配慮面でどう活かされているか追跡調査。</p>	

6. 情報公開			
最終報告書	和文報告書を国会図書館とジェトロビジネスライブラリーに配架、和文報告書要約をジェトロホームページで掲載	ジェトロは案件形成調査の精査終了後速やかに、ホームページで最終報告書を日本語と英語で公開する。	
その他	記述なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェトロは、外部有識者による審査委員会を設置後、速やかにホームページで委員の氏名、所属、専門分野を公開。 ・ジェトロは、案件形成調査の採択後速やかにホームページで調査概要を日本語と英語で公開する。 ・ジェトロは案件形成調査のフォローアップを行った場合、その結果をホームページで公開する。 	
7. 審査担当			
審査担当者	担当部が審査し、環境審査担当が協力・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・環境社会面での審査・進捗監理は事業担当部以外の部で行い、担当役員を1名置く。 ・環境社会面での審査・進捗監理の実務を行うため、環境社会配慮に知見のある職員を環境社会審査担当として最低1名置く。 	

案件形成調査ガイドラインについて議論が必要だと考えられる事項

1. 環境社会影響の比較を含む複数案(代替案)検討
2. ステークホルダーの特定や影響住民からの聞き取り(or 協議)
3. 審査委員会の役割
4. 環境社会配慮項目の絞込みか幅広い洗い出しか(項目を提示 or 例示するか)
5. 情報公開の範囲
6. 社会環境と人権への配慮
7. ガイドラインの遵守
8. ガイドラインの法的な位置づけ(第二期中期目標)
9. 経済産業省への提言

以上